

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【公表番号】特表2008-510477(P2008-510477A)

【公表日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-014

【出願番号】特願2007-528868(P2007-528868)

【国際特許分類】

A 2 3 L 3/3526 (2006.01)

A 2 3 B 4/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 3/3526 5 0 1

A 2 3 B 4/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月27日(2008.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グラム陰性食品病原菌であるエシェリヒア・コリ、エンテロバクター・サカザキイ、サルモネラ、およびカンピロバクターに対する、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、食物および／または飲料用抗菌剤であって、当該グリシンおよび／またはグリシン誘導体に追加して当該食物および飲料への抗菌剤としてヘテロ糖含有高分子を含まず、1,5-D-アンヒドロフルクトースも含まないことを条件とする、上記抗菌剤。

【請求項2】

食物および／または飲料への単独の抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1に従う抗菌剤。

【請求項3】

冷蔵食物および／または冷蔵飲料への、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1または2に従う抗菌剤。

【請求項4】

肉用途への抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～3のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項5】

生肉用途への抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～3のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項6】

サルモネラ属菌に対する、好ましくはサルモネラ・チフィムリウム菌および／またはサルモネラ・エンテリディティス菌に対する抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリ

シン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～4のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項7】

エシェリヒア・コリ菌に対する、好ましくはエシェリヒア・コリ血清型O157：H7菌に対する抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～4のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項8】

1以上の有機酸および／または1以上のそれらの塩と組み合わされた食物および／または飲料への抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～7のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項9】

乳酸および／またはそのラクテート塩と組み合わされた食物および／または飲料への抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項8に従う抗菌剤。

【請求項10】

当該食物または飲料当たりグリシンおよび／または下記グリシン誘導体の濃度0.5～3重量%、好ましくは0.5～1.5重量%における抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項1～9のいずれか1項に従う抗菌剤。

【請求項11】

製品の全重量当たり1以上の有機酸および／または1以上のその塩の濃度0.5～3重量%における抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項8または10に従う抗菌剤。

【請求項12】

製品の全重量当たり乳酸および／またはその塩の濃度0.5～3重量%における抗菌剤としての、グリシンおよび／若しくはグリシン酸アルカリ（土類）金属塩、グリシン酸アンモニウム並びに／またはグリシンとC1～C8アルコールとのエステルを含む、請求項9に従う抗菌剤。